

常滑市立常滑中学校いじめ防止基本方針

令和7年3月改訂

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 常滑中学校におけるいじめの防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、早い段階からの確に関わりをもち、「本人の訴え」を受け止め、いじめを積極的に認知する。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

(3) 常滑中学校におけるいじめの防止のための基本方針

- ① 本校の重点努力目標である「確かな学力と生きる力」「居場所づくり・絆づくり」「安心・安全な常中」「連携と信頼」「職場環境の充実」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と参画により、教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会の設置（職員会にて行う場合を含む）

- ＜実施回数＞ 年2回程度（学期に1回程度）
- ＜構成員＞ 全教職員、スクールカウンセラー
- ＜役割＞
 - ①学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
 - ②教職員の共通理解と研修
 - ③生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取

④いじめアンケートの集約及び対応の検討

(2) 生徒指導連絡会の設置

＜実施回数＞ 週 1 回

＜構成員＞ 生徒指導主事、保健主事、学年生徒指導担当、養護教諭、通級担当、校務、S C、S S W

＜役 割＞ ①いじめ問題に関する情報交換

②いじめ問題に関する学年連携の協議

(3) 緊急対策会議の設置

＜実施回数＞ いじめ事案発生時

＜構成員＞ 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主事、発生学年教諭、養護教諭
事案による関係者（スクールカウンセラー、市教育委員会、警察、児童・障害者相談センター、子育て支援課、社会福祉協議会等）

＜役 割＞ ①事案の指導体制と方針決定

②事実確認と情報の共有

③関係生徒への指導・支援と保護者との連携

④関係機関への連絡と連携

⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

○分かる授業づくり

- ・すべての生徒が授業に参加でき、活躍できるような授業改善をすすめる。
- ・公開授業を積極的に実施し、授業規律や教師の適切な言動も含め、互いに授業を見合うことで、分かる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。

○体験学習の充実

- ・集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒の発達段階に応じた社会体験や生活体験の場を計画的に実施する。他者との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、自己有用感を感じとれる場や機会をつくる。

○道徳教育・人権教育の充実

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、周りの人たちと適切に関わる力を育てるために学校全体で道徳教育や人権教育をすすめる。
- ・道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のために少経験者を中心に積極的な授業公開を行う。
- ・人権週間では全校で人権について改めて考える機会を設け、生徒同士の人権意識の高揚を図る。

○保護者や地域へのはたらきかけ

- ・学校通信などの各種通信や学校ホームページ、あるいはP T Aの各種会合や保護者会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

○いじめアンケートの実施

- ・いじめの実態について把握するとともに、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的につくるために、教育相談アンケートを年 5 回実施する

(5月・6月・9月・11月・2月)。

- ・アンケートについては、生徒が卒業後も5年間(指導要録2と同様)保存する。

○教育相談の充実

- ・生徒との会話や若あゆ日記、保健室の様子等、学校生活の中で気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を年5回設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する(5月・6月・9月・11月・2月)。
- ・校内で相談できる窓口として県派遣スクールカウンセラー(週1回、6時間)を生徒に紹介する。

○外部相談窓口の紹介

- ・常中ナビに外部相談機関を掲載し、学校や親に相談できない場合の相談窓口を紹介する。

○カウンセリングマインドの向上

- ・現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)を講師とする研修を実施することで、教職員に適切なスキルや指導方法を身につけさせるとともにいじめの認知能力を高める。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気づいた時に即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

(3) いじめに対する措置(早期対応の取組)

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○市教育委員会との連携

- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○警察等関係諸機関との連携

- ・全教職員の速やかな情報共有、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教育委員会、警察、児童・障害者相談センター、こども課、社会福祉協議会、スクールロイヤー等の関係機関との連携の下で取り組む。

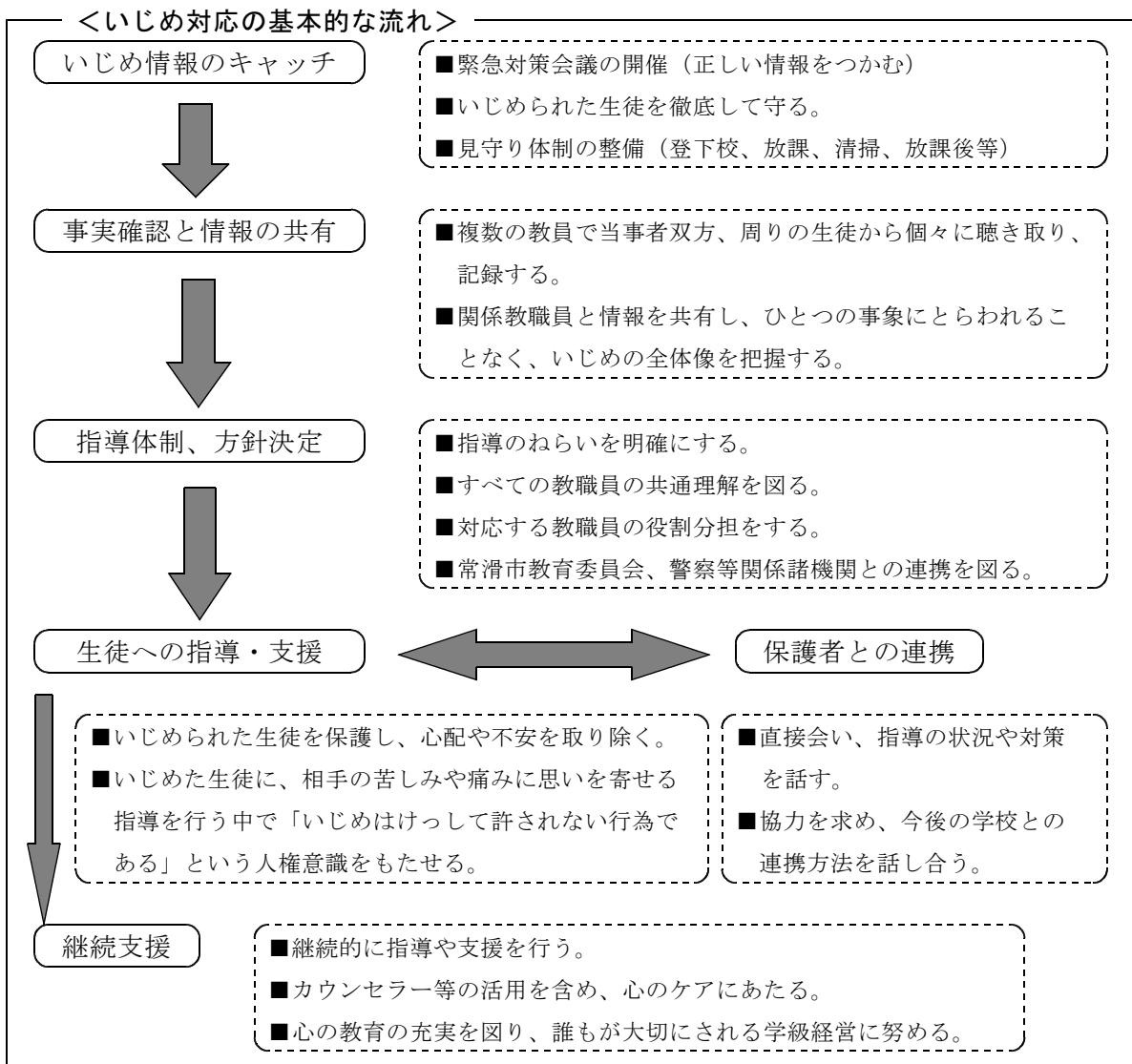
○生徒への指導・支援

- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・被害生徒が安心して教育を受けられるよう、別室で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

○いじめ重態事態に対する平時からの備え

- ・認知したいじめやいじめの可能性が疑われる生徒間のトラブルについて、その対応状況及びその解消に向けた取り組み状況を定期的に確認し、状況の把握を行う。その中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり不登校につながる可能性が高い場合には、市教育委員会と連携し、重大事態の調査準備を行い、必要な指導・助言を受ける。
- ・いじめ問題対策連絡協議会を活用し、関係諸機関との連携を深め、情報共有を行う体

制を整備する。



（４）ネット上のいじめへの対応

○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、学校通信などの各種通信や学校ホームページ、あるいはPTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルに関わる学活や道德の授業、情報委員会・新聞委員会からの呼びかけ、学校保健委員会での取り上げ等、生徒への情報モラル教育を行う。

○警察等関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、市教育委員会と相談しながら警察や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間30日が目安。
 - ・ 連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行う）。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 常滑市教育委員会から市長へ報告する。
- ⑦ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行い、再発防止策の確実な実施に取り組む。

(3) 重大事態調査の目的

この調査は、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。

(4) 調査の主体・組織

重大事態の調査は、市教育委員会が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合があり、調査を行う主体やどのような調査組織とするかについては、対象事案に応じて市教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認めるときは、専門委員会で調査を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 「常滑中学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

○いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめに関する取組の検証・見直しを行う。

6 その他

- 「常滑中学校いじめ防止基本方針」は学校ホームページ等を利用して保護者へ公開する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

7 いじめ防止年間指導計画

	対策委員会等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣの生徒・保護者への周知 ○入学式・学級開き	○相談室やＳＣの生徒・保護者への周知 ○身体測定	○校区巡回 ○「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載
5月		○修学旅行（3年）	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○学校運営協議会
6月	○校内いじめ・不登校対策委員会①	○薬物乱用防止教室（3年） ○野外教育活動（2年）	○教育相談アンケート ○教育相談週間	
7月	○市いじめ対策連絡協議会①	○情報モラル講座		○保護者会
8月	○ＳＣによる研修会			
9月			○身体測定 ○教育相談アンケート ○教育相談週間	
10月	○常滑市教育講演会	○体育祭		
11月		○合唱コンクール	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○保護司交流会
12月	○校内いじめ・不登校対策委員会②	○人権集会 ・いじめ防止標語作成		○学校評価アンケート ○保護者会
1月			○身体測定	
2月	○市いじめ対策連絡協議会②	○愛校作業（3年）	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○学校運営協議会
3月		○卒業証書授与式 ○3年生を送る会		
通年	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○朝会や学年集会における講話 ○分かる授業の充実 ○道徳教育、体験活動の充実 ○とことこタイム	○健康観察の充実 ○若あゆ日記 ○ＳＣによる相談（週1回） ○ケース会議	○保護者との連絡 ○PTA生徒指導委員校内巡視（隔月） ○見守り隊の巡視（週1回）